

**東日本旅客鉄道株式会社
通勤旅客定期運賃の変更認可申請について
(オフピーク定期券の導入について)**

2022年9月22日

鉄道局旅客輸送業務監理室

目次

1. オフピーク定期券の位置づけ	1
第2次交通政策基本計画(抜粋)	2
鉄道運賃・料金制度小委員会 中間とりまとめ概要	3
2. 申請の概要	5
申請者(東日本旅客鉄道株式会社)の概要	6
東日本旅客鉄道株式会社からの申請内容について	8
設定しようとする運賃(割増及び割引となる運賃の改定率)	9
3. 対処方針	15
オフピーク定期券の導入に係る対処方針	16
運賃の増加を目的としない運賃の上限の変更に関する対処方針	17
鉄道事業者が増収とならない価格設定方法の妥当性	19
鉄道事業法第16条による認可手続きとの整合性	20
オフピーク定期券導入前後で「増収とならないこと」の確認方法	21
オフピーク定期券の導入による混雑緩和効果の検証方法	22
ご審議いただきたいポイント	23

1. オフピーク定期券の位置づけ

第2次交通政策基本計画(抜粋)

第3章 今後の交通政策の基本的な方針、新たに取り組む政策

基本的方針A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保

<モビリティサービスの「質」の向上>

- ポストコロナ時代における企業のワークスタイルの変化や公共交通機関の利用の実態等を見据え、混雑緩和等の交通サービスのあるべき姿について検討を行う。

特に、大都市部においては、都市鉄道等における通勤時間帯等の混雑緩和を促進させるため、ポストコロナ時代の利用状況を十分に検証の上、必要な施策を検討する。具体的には、時差通勤等による分散乗車の取組を一層深めていくほか、例えば、変動運賃制(ダイナミックプライシング)等の新たな対策について、その効果や課題について十分に検討する。

第4章 目標と講ずべき施策

基本的方針A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保

【質の高い、多様なモビリティの実現】

- ポストコロナ時代における鉄道の利用実態を踏まえ、企業や利用者の理解の下、分散乗車・混雑緩和等の方策を検討するとともに、これらを実現するための鉄道運賃のあり方について検討を行う。

1. 鉄道事業を取り巻く環境の変化

- 現行制度の導入から約四半世紀が経過する中、
 - ・ マクロ的には人口減少や在宅勤務の増加等により鉄道需要が全国的にみれば縮小傾向に変化する一方、ミクロ的にはアクティブなシニア層や国内外の旅行者の増加等の多面的な需要も存在感を増しているなど、市場構造が大きく変化
 - ・ バリアフリー化やセキュリティ対策の推進や、自然災害の頻発・激甚化、インフラ老朽化、環境問題等の今日的な課題への対応など、鉄道事業に求められる安全・サービス水準が高度化・多様化
など、鉄道事業を取り巻く社会経済状況や課題は大きく変化。
- これからの鉄道事業者には、利用者の行動変容やニーズの変化を的確に捉えたサービスの機動的な提供、今日的な課題に対応していくための計画的な投資のほか、旅客需要を自ら創出していく発想も求められているなど、鉄道事業に求められる役割は多様化・高度化。

2. 現行制度の検証

- 現行制度は、鉄道事業の独占性・公益性等を踏まえ、総括原価方式に基づく上限認可制(※)を採用。鉄道事業者による恣意的な運賃値上げを抑制し、利用者利益の保護の面で有効に機能してきたと評価できる。
(※)鉄道事業の総括原価と総収入の収支均衡を図るという考え方に立ち、収支均衡が担保されるよう運賃の上限を認可する制度
- 一方、現行制度には、以下のような課題もある。
 - ・ 社会経済状況の変化を踏まえた総括原価の算定方法の見直しがなされていない
 - ・ 多くの鉄道事業者で上限認可運賃を実行運賃に設定しており、運賃値上げをする際に運賃体系全体について改定手続が必要
 - ・ 運賃改定手続に相当の期間・コストを要する
 - ・ 地域モビリティの再編に対応するための柔軟性を欠いている

3. 小委員会における検討

(1) 当面の対応

- まずは、現行の運賃・料金制度を前提に、今夏以降、下記について具体的な検討を開始し、結論を得たものから順次実施。
 - ① 総括原価の算定方法の見直し
現行制度における原価に算入する費目やその算定手法等を検証し、安全・安心や環境といった今日的な課題に対応する投資やコストを適切に総括原価に反映する手法等について検討。
 - ② 現行制度の運用の改善・工夫
現行制度の運用の改善・工夫等で実施できる運賃・料金について検討。例えば、全体として増収にならないような新たな運賃・料金は一定期間後の検証等の条件をつけて柔軟に認可、受益と負担の関係が比較的な明瞭な場合における新たな料金の設定など。
 - ③ 地方部における地域モビリティの維持・確保に向けた制度見直し
利用者利便の向上につながる、交通モードの垣根を越えた交通事業者間の連携を後押しする観点から、地域の関係者が合意すれば、認可運賃とは異なる運賃設定を可能とするような制度の構築を検討。

(2) 将来の検討

- 小委員会では、現行の運賃・料金制度そのもの見直しについても議論。国の関与のあり方はどうあるべきか、運賃・料金設定の自由度の向上や多様化を進めることと利用者利益の保護や利便性の確保をどうバランスさせるかといった点等について議論を更に深めていく必要があり、(1)の当面の対応の結果も踏まえ、引き続き検討を行っていく課題として整理。

(3) 運賃・料金の決済システムにおける対応

- 柔軟な運賃・料金制度の実現には、鉄道事業者によるICカード等に係るシステムの見直しも必要。

2. 申請の内容

申請者(東日本旅客鉄道株式会社)の概要

1. 会社概要

- (1) 設立: 1987年4月1日
- (2) 会社名: 東日本旅客鉄道株式会社
- (3) 代表者: 代表取締役社長 深澤 祐二
- (4) 所在地: 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- (5) 従業員数: 48,040人(単体・2022年4月1日現在)
- (6) 営業キロ: 7401.7km(BRTを含む)
- (7) 資本金: 2,000億円
- (8) 事業内容: 旅客鉄道事業等

2. 輸送量、鉄道運輸収入の推移

(単位: 百万人キロ、億円)

		2019年度	2020年度	2021年度
輸送量	定期	76,675	57,140	56,179
	定期外	58,710	27,410	35,071
	計	135,385	84,550	91,250
鉄道 運輸 収入	定期	5,094	3,792	3,780
	定期外	12,833	5,750	7,352
	計	17,928	9,543	11,132

※端数処理のため、各項目の計と合計が一致しない場合がある

■ 事業エリア Service Areas



■ 路線図 (2022年3月末現在)

Map (As of the end of Mar. 2022)

- 新幹線 (1,194.2km)
Shinkansen
- 在来線 (関東圏) (2,535.0km)
Conventional Lines (Kanto Area Network)
- 在来線 (その他) (3,573.5km)
Conventional Lines (Other Network)
- BRT線 (116.5km)
BRT (Bus Rapid Transit) Lines
- 支社
Branch Offices

他社区間

Sections belonging to other JR companies

- 新幹線
Shinkansen
- - - - 新幹線 (建設中)
Shinkansen (Under Construction)

■ 東京の電車特定区間

Conventional Lines in the Tokyo Metropolitan Area

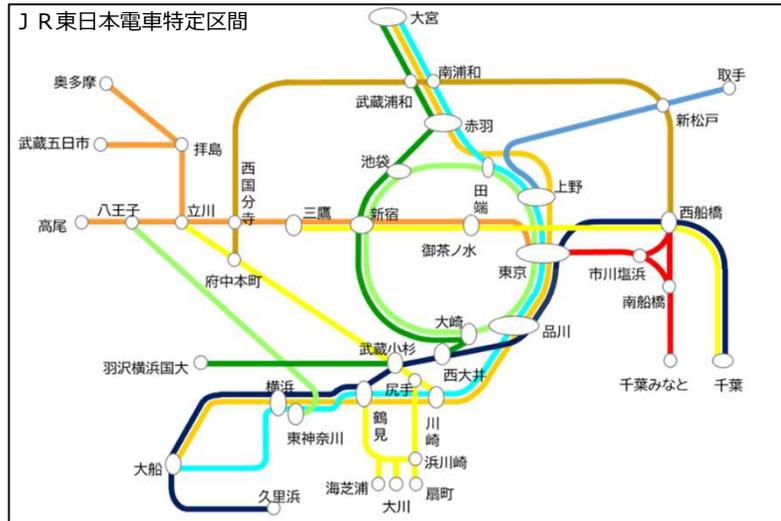


*当社営業エリア: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
 *JR East's operating area: Aomori Pref., Iwate Pref., Miyagi Pref., Akita Pref., Yamagata Pref., Fukushima Pref., Ibaraki Pref., Tochigi Pref., Gunma Pref., Saitama Pref., Chiba Pref., Tokyo Metropolis, Kanagawa Pref., Niigata Pref., Yamanashi Pref., Nagano Pref., Shizuoka Pref.

「オフピーク定期券」の実施概要

【オフピーク定期券設定範囲】

- ・ J R 東日本電車特定区間内の駅を相互発着する区間



【設定時期】

- ・ 2023年3月予定

【ピーク時間帯】

- ・ 駅毎に平日朝の通勤時間帯1時間30分を設定※

【設定しようとする運賃】

- ・ 鉄道事業者の収入が制度導入前後と比較して増加しない範囲設定

オフピーク定期券 … ピーク時間帯からのシフトとなるよう、
 現行の通勤旅客定期運賃から10%割引

通常の定期券 … 利用者の負担増を考慮し、
 現行の通勤旅客定期運賃から1.4%値上げ

- ・ 設定運賃額の例

(例) 電特区間20キロ (310円) 1ヶ月 現行9,220円 → (改定後) オフピーク8,290円 通勤9,340円

● 通常の定期券 (= 現在の定期券)



● オフピーク定期券



< ※参考 : 現在実施中の「オフピークポイントサービス」での時間設定の例 >

〈 埼京線 〉 オフピークポイントサービス 対象時間帯																
入場駅	大宮	北与野	与野本町	南与野	中浦和	武蔵浦和	北戸田	戸田	戸田公園	浮間舟渡	北赤羽	赤羽	十条	板橋	池袋	新宿
還元ポイント数																
ピーク前時間帯	5:45 6:45	5:55 6:55		6:00 7:00			6:15 7:15		6:25 7:25	6:30 7:30	6:05 7:05	6:35 7:35			6:30 7:30	
ポイント対象外	ピーク時間帯															
ピーク後時間帯	8:15 9:15	8:25 9:25		8:30 9:30			8:45 9:45		8:55 9:55	9:00 10:00	8:35 9:35	9:05 10:05			9:00 10:00	

設定しようとする運賃（割増及び割引となる運賃の改定率）

1. キロ別定期旅客運賃値上率表（電車特定区間のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃）

（1）通勤定期（上限変更にかかるもの）

営業 キロ	1 箇月			3 箇月			6 箇月		
	現行	申請	値上率	現行	申請	値上率	現行	申請	値上率
キロ	円	円	%	円	円	%	円	円	%
1	3,950	4,000	1.3	11,270	11,420	1.3	18,980	19,240	1.4
2	3,950	4,000	1.3	11,270	11,420	1.3	18,980	19,240	1.4
3	3,950	4,000	1.3	11,270	11,420	1.3	18,980	19,240	1.4
4	4,940	5,000	1.2	14,090	14,280	1.3	23,710	24,040	1.4
5	4,940	5,000	1.2	14,090	14,280	1.3	23,710	24,040	1.4
6	4,940	5,000	1.2	14,090	14,280	1.3	23,710	24,040	1.4
7	5,270	5,340	1.3	15,010	15,220	1.4	25,290	25,640	1.4
8	5,270	5,340	1.3	15,010	15,220	1.4	25,290	25,640	1.4
9	5,270	5,340	1.3	15,010	15,220	1.4	25,290	25,640	1.4
10	5,270	5,340	1.3	15,010	15,220	1.4	25,290	25,640	1.4
11	6,580	6,670	1.4	18,760	19,020	1.4	31,620	32,060	1.4
12	6,580	6,670	1.4	18,760	19,020	1.4	31,620	32,060	1.4
13	6,580	6,670	1.4	18,760	19,020	1.4	31,620	32,060	1.4
14	6,580	6,670	1.4	18,760	19,020	1.4	31,620	32,060	1.4
15	6,580	6,670	1.4	18,760	19,020	1.4	31,620	32,060	1.4
16	9,220	9,340	1.3	26,290	26,650	1.4	44,260	44,870	1.4
17	9,220	9,340	1.3	26,290	26,650	1.4	44,260	44,870	1.4
18	9,220	9,340	1.3	26,290	26,650	1.4	44,260	44,870	1.4
19	9,220	9,340	1.3	26,290	26,650	1.4	44,260	44,870	1.4
20	9,220	9,340	1.3	26,290	26,650	1.4	44,260	44,870	1.4
21	11,850	12,010	1.4	33,790	34,260	1.4	56,910	57,700	1.4
22	11,850	12,010	1.4	33,790	34,260	1.4	56,910	57,700	1.4
23	11,850	12,010	1.4	33,790	34,260	1.4	56,910	57,700	1.4
24	11,850	12,010	1.4	33,790	34,260	1.4	56,910	57,700	1.4
25	11,850	12,010	1.4	33,790	34,260	1.4	56,910	57,700	1.4
26	13,900	14,090	1.4	39,640	40,190	1.4	67,980	68,930	1.4
27	14,170	14,360	1.3	40,370	40,930	1.4	67,980	68,930	1.4
28	14,170	14,360	1.3	40,370	40,930	1.4	67,980	68,930	1.4
29	14,170	14,360	1.3	40,370	40,930	1.4	67,980	68,930	1.4
30	14,170	14,360	1.3	40,370	40,930	1.4	67,980	68,930	1.4
31	16,110	16,330	1.4	45,940	46,580	1.4	80,620	81,740	1.4
32	16,550	16,780	1.4	47,180	47,840	1.4	80,620	81,740	1.4
33	16,800	17,030	1.4	47,870	48,540	1.4	80,620	81,740	1.4
34	16,800	17,030	1.4	47,870	48,540	1.4	80,620	81,740	1.4
35	16,800	17,030	1.4	47,870	48,540	1.4	80,620	81,740	1.4
36	18,220	18,470	1.4	51,940	52,660	1.4	93,270	94,570	1.4
37	18,650	18,910	1.4	53,160	53,900	1.4	93,270	94,570	1.4
38	19,020	19,280	1.4	54,200	54,950	1.4	93,270	94,570	1.4
39	19,360	19,630	1.4	55,170	55,940	1.4	93,270	94,570	1.4
40	19,430	19,700	1.4	55,380	56,150	1.4	93,270	94,570	1.4
41	20,240	20,520	1.4	57,700	58,500	1.4	104,330	105,790	1.4
42	20,550	20,830	1.4	58,590	59,410	1.4	104,330	105,790	1.4
43	20,850	21,140	1.4	59,440	60,270	1.4	104,330	105,790	1.4
44	21,290	21,580	1.4	60,680	61,520	1.4	104,330	105,790	1.4
45	21,600	21,900	1.4	61,570	62,430	1.4	104,330	105,790	1.4
46	21,660	21,960	1.4	61,770	62,630	1.4	116,990	118,620	1.4
47	21,950	22,250	1.4	62,570	63,440	1.4	116,990	118,620	1.4
48	22,300	22,610	1.4	63,560	64,440	1.4	116,990	118,620	1.4
49	22,590	22,900	1.4	64,360	65,260	1.4	116,990	118,620	1.4
50	22,880	23,200	1.4	65,210	66,120	1.4	116,990	118,620	1.4

営業 キ口	1 箇月			3 箇月			6 箇月		
	現行	申請	値上率	現行	申請	値上率	現行	申請	値上率
キ口	円	円	%	円	円	%	円	円	%
51	23,380	23,700	1.4	66,610	67,540	1.4	126,210	127,970	1.4
52	23,820	24,150	1.4	67,910	68,860	1.4	128,640	130,440	1.4
53	24,200	24,530	1.4	68,960	69,920	1.4	130,650	132,470	1.4
54	24,710	25,050	1.4	70,400	71,380	1.4	134,360	136,240	1.4
55	25,100	25,450	1.4	71,520	72,520	1.4	134,360	136,240	1.4
56	25,540	25,890	1.4	72,790	73,800	1.4	134,360	136,240	1.4
57	25,920	26,280	1.4	73,870	74,900	1.4	134,360	136,240	1.4
58	26,420	26,780	1.4	75,310	76,360	1.4	134,360	136,240	1.4
59	26,810	27,180	1.4	76,400	77,460	1.4	134,360	136,240	1.4
60	27,240	27,620	1.4	77,650	78,730	1.4	134,360	136,240	1.4
61	27,610	27,990	1.4	78,710	79,810	1.4	149,160	151,240	1.4
62	28,020	28,410	1.4	79,850	80,960	1.4	151,280	153,390	1.4
63	28,480	28,870	1.4	81,160	82,290	1.4	153,770	155,920	1.4
64	28,870	29,270	1.4	82,290	83,440	1.4	155,910	158,090	1.4
65	29,400	29,810	1.4	83,800	84,970	1.4	158,080	160,290	1.4
66	29,780	30,190	1.4	84,910	86,090	1.4	158,080	160,290	1.4
67	30,190	30,610	1.4	86,040	87,240	1.4	158,080	160,290	1.4
68	30,660	31,080	1.4	87,370	88,590	1.4	158,080	160,290	1.4
69	31,120	31,550	1.4	88,670	89,910	1.4	158,080	160,290	1.4
70	31,580	32,020	1.4	89,990	91,240	1.4	158,080	160,290	1.4
71	31,840	32,280	1.4	90,730	92,000	1.4	171,910	174,310	1.4
72	32,370	32,820	1.4	92,270	93,560	1.4	174,830	177,270	1.4
73	32,750	33,200	1.4	93,330	94,630	1.4	176,840	179,310	1.4
74	33,220	33,680	1.4	94,660	95,980	1.4	179,320	181,830	1.4
75	33,570	34,030	1.4	95,670	97,000	1.4	181,790	184,330	1.4
76	34,100	34,570	1.4	97,210	98,570	1.4	181,790	184,330	1.4
77	34,490	34,970	1.4	98,310	99,680	1.4	181,790	184,330	1.4
78	34,940	35,420	1.4	99,590	100,980	1.4	181,790	184,330	1.4
79	35,390	35,880	1.4	100,880	102,290	1.4	181,790	184,330	1.4
80	35,840	36,340	1.4	102,160	103,590	1.4	181,790	184,330	1.4
81	36,480	36,990	1.4	103,960	105,410	1.4	197,000	199,750	1.4
82	36,910	37,420	1.4	105,190	106,660	1.4	199,310	202,100	1.4
83	37,330	37,850	1.4	106,420	107,900	1.4	201,610	204,430	1.4
84	37,770	38,290	1.4	107,660	109,160	1.4	203,990	206,840	1.4
85	38,280	38,810	1.4	109,100	110,620	1.4	207,090	209,980	1.4
86	38,720	39,260	1.4	110,330	111,870	1.4	207,090	209,980	1.4
87	39,150	39,690	1.4	111,570	113,130	1.4	207,090	209,980	1.4
88	39,580	40,130	1.4	112,790	114,360	1.4	207,090	209,980	1.4
89	40,000	40,560	1.4	114,020	115,610	1.4	207,090	209,980	1.4
90	40,430	40,990	1.4	115,230	116,840	1.4	207,090	209,980	1.4
91	40,780	41,350	1.4	116,240	117,860	1.4	220,220	223,300	1.4
92	41,270	41,840	1.4	117,610	119,250	1.4	222,840	225,950	1.4
93	41,650	42,230	1.4	118,680	120,340	1.4	224,860	228,000	1.4
94	42,130	42,710	1.4	120,090	121,770	1.4	227,530	230,710	1.4
95	42,500	43,090	1.4	121,160	122,850	1.4	230,790	234,020	1.4
96	42,980	43,580	1.4	122,520	124,230	1.4	230,790	234,020	1.4
97	43,470	44,070	1.4	123,910	125,640	1.4	230,790	234,020	1.4
98	43,860	44,470	1.4	125,000	126,750	1.4	230,790	234,020	1.4
99	44,330	44,950	1.4	126,340	128,100	1.4	230,790	234,020	1.4
100	44,820	45,440	1.4	127,720	129,500	1.4	230,790	234,020	1.4

(2) オフピーク定期券 (Suica時差通勤定期券)

営業 キロ	1 箇月			3 箇月			6 箇月		
	現行	改定	割引率	現行	改定	割引率	現行	改定	割引率
キロ	円	円	%	円	円	%	円	円	%
1	3,950	3,550	-10.1	11,270	10,140	-10.0	18,980	17,080	-10.0
2	3,950	3,550	-10.1	11,270	10,140	-10.0	18,980	17,080	-10.0
3	3,950	3,550	-10.1	11,270	10,140	-10.0	18,980	17,080	-10.0
4	4,940	4,440	-10.1	14,090	12,680	-10.0	23,710	21,330	-10.0
5	4,940	4,440	-10.1	14,090	12,680	-10.0	23,710	21,330	-10.0
6	4,940	4,440	-10.1	14,090	12,680	-10.0	23,710	21,330	-10.0
7	5,270	4,740	-10.1	15,010	13,500	-10.1	25,290	22,760	-10.0
8	5,270	4,740	-10.1	15,010	13,500	-10.1	25,290	22,760	-10.0
9	5,270	4,740	-10.1	15,010	13,500	-10.1	25,290	22,760	-10.0
10	5,270	4,740	-10.1	15,010	13,500	-10.1	25,290	22,760	-10.0
11	6,580	5,920	-10.0	18,760	16,880	-10.0	31,620	28,450	-10.0
12	6,580	5,920	-10.0	18,760	16,880	-10.0	31,620	28,450	-10.0
13	6,580	5,920	-10.0	18,760	16,880	-10.0	31,620	28,450	-10.0
14	6,580	5,920	-10.0	18,760	16,880	-10.0	31,620	28,450	-10.0
15	6,580	5,920	-10.0	18,760	16,880	-10.0	31,620	28,450	-10.0
16	9,220	8,290	-10.1	26,290	23,660	-10.0	44,260	39,830	-10.0
17	9,220	8,290	-10.1	26,290	23,660	-10.0	44,260	39,830	-10.0
18	9,220	8,290	-10.1	26,290	23,660	-10.0	44,260	39,830	-10.0
19	9,220	8,290	-10.1	26,290	23,660	-10.0	44,260	39,830	-10.0
20	9,220	8,290	-10.1	26,290	23,660	-10.0	44,260	39,830	-10.0
21	11,850	10,660	-10.0	33,790	30,410	-10.0	56,910	51,210	-10.0
22	11,850	10,660	-10.0	33,790	30,410	-10.0	56,910	51,210	-10.0
23	11,850	10,660	-10.0	33,790	30,410	-10.0	56,910	51,210	-10.0
24	11,850	10,660	-10.0	33,790	30,410	-10.0	56,910	51,210	-10.0
25	11,850	10,660	-10.0	33,790	30,410	-10.0	56,910	51,210	-10.0
26	13,900	12,510	-10.0	39,640	35,670	-10.0	67,980	61,180	-10.0
27	14,170	12,750	-10.0	40,370	36,330	-10.0	67,980	61,180	-10.0
28	14,170	12,750	-10.0	40,370	36,330	-10.0	67,980	61,180	-10.0
29	14,170	12,750	-10.0	40,370	36,330	-10.0	67,980	61,180	-10.0
30	14,170	12,750	-10.0	40,370	36,330	-10.0	67,980	61,180	-10.0
31	16,110	14,490	-10.1	45,940	41,340	-10.0	80,620	72,550	-10.0
32	16,550	14,890	-10.0	47,180	42,460	-10.0	80,620	72,550	-10.0
33	16,800	15,120	-10.0	47,870	43,080	-10.0	80,620	72,550	-10.0
34	16,800	15,120	-10.0	47,870	43,080	-10.0	80,620	72,550	-10.0
35	16,800	15,120	-10.0	47,870	43,080	-10.0	80,620	72,550	-10.0
36	18,220	16,390	-10.0	51,940	46,740	-10.0	93,270	83,940	-10.0
37	18,650	16,780	-10.0	53,160	47,840	-10.0	93,270	83,940	-10.0
38	19,020	17,110	-10.0	54,200	48,780	-10.0	93,270	83,940	-10.0
39	19,360	17,420	-10.0	55,170	49,650	-10.0	93,270	83,940	-10.0
40	19,430	17,480	-10.0	55,380	49,840	-10.0	93,270	83,940	-10.0
41	20,240	18,210	-10.0	57,700	51,930	-10.0	104,330	93,890	-10.0
42	20,550	18,490	-10.0	58,590	52,730	-10.0	104,330	93,890	-10.0
43	20,850	18,760	-10.0	59,440	53,490	-10.0	104,330	93,890	-10.0
44	21,290	19,160	-10.0	60,680	54,610	-10.0	104,330	93,890	-10.0
45	21,600	19,440	-10.0	61,570	55,410	-10.0	104,330	93,890	-10.0
46	21,660	19,490	-10.0	61,770	55,590	-10.0	116,990	105,290	-10.0
47	21,950	19,750	-10.0	62,570	56,310	-10.0	116,990	105,290	-10.0
48	22,300	20,070	-10.0	63,560	57,200	-10.0	116,990	105,290	-10.0
49	22,590	20,330	-10.0	64,360	57,920	-10.0	116,990	105,290	-10.0
50	22,880	20,590	-10.0	65,210	58,680	-10.0	116,990	105,290	-10.0

営業 キ口	1 箇月			3 箇月			6 箇月		
	現行	改定	割引率	現行	改定	割引率	現行	改定	割引率
51	23,380	21,040	-10.0	66,610	59,940	-10.0	126,210	113,580	-10.0
52	23,820	21,430	-10.0	67,910	61,110	-10.0	128,640	115,770	-10.0
53	24,200	21,780	-10.0	68,960	62,060	-10.0	130,650	117,580	-10.0
54	24,710	22,230	-10.0	70,400	63,360	-10.0	134,360	120,920	-10.0
55	25,100	22,590	-10.0	71,520	64,360	-10.0	134,360	120,920	-10.0
56	25,540	22,980	-10.0	72,790	65,510	-10.0	134,360	120,920	-10.0
57	25,920	23,320	-10.0	73,870	66,480	-10.0	134,360	120,920	-10.0
58	26,420	23,770	-10.0	75,310	67,770	-10.0	134,360	120,920	-10.0
59	26,810	24,120	-10.0	76,400	68,760	-10.0	134,360	120,920	-10.0
60	27,240	24,510	-10.0	77,650	69,880	-10.0	134,360	120,920	-10.0
61	27,610	24,840	-10.0	78,710	70,830	-10.0	149,160	134,240	-10.0
62	28,020	25,210	-10.0	79,850	71,860	-10.0	151,280	136,150	-10.0
63	28,480	25,630	-10.0	81,160	73,040	-10.0	153,770	138,390	-10.0
64	28,870	25,980	-10.0	82,290	74,060	-10.0	155,910	140,310	-10.0
65	29,400	26,460	-10.0	83,800	75,420	-10.0	158,080	142,270	-10.0
66	29,780	26,800	-10.0	84,910	76,410	-10.0	158,080	142,270	-10.0
67	30,190	27,170	-10.0	86,040	77,430	-10.0	158,080	142,270	-10.0
68	30,660	27,590	-10.0	87,370	78,630	-10.0	158,080	142,270	-10.0
69	31,120	28,000	-10.0	88,670	79,800	-10.0	158,080	142,270	-10.0
70	31,580	28,420	-10.0	89,990	80,990	-10.0	158,080	142,270	-10.0
71	31,840	28,650	-10.0	90,730	81,650	-10.0	171,910	154,710	-10.0
72	32,370	29,130	-10.0	92,270	83,040	-10.0	174,830	157,340	-10.0
73	32,750	29,470	-10.0	93,330	83,990	-10.0	176,840	159,150	-10.0
74	33,220	29,890	-10.0	94,660	85,190	-10.0	179,320	161,380	-10.0
75	33,570	30,210	-10.0	95,670	86,100	-10.0	181,790	163,610	-10.0
76	34,100	30,690	-10.0	97,210	87,480	-10.0	181,790	163,610	-10.0
77	34,490	31,040	-10.0	98,310	88,470	-10.0	181,790	163,610	-10.0
78	34,940	31,440	-10.0	99,590	89,630	-10.0	181,790	163,610	-10.0
79	35,390	31,850	-10.0	100,880	90,790	-10.0	181,790	163,610	-10.0
80	35,840	32,250	-10.0	102,160	91,940	-10.0	181,790	163,610	-10.0
81	36,480	32,830	-10.0	103,960	93,560	-10.0	197,000	177,300	-10.0
82	36,910	33,210	-10.0	105,190	94,670	-10.0	199,310	179,370	-10.0
83	37,330	33,590	-10.0	106,420	95,770	-10.0	201,610	181,440	-10.0
84	37,770	33,990	-10.0	107,660	96,890	-10.0	203,990	183,590	-10.0
85	38,280	34,450	-10.0	109,100	98,190	-10.0	207,090	186,380	-10.0
86	38,720	34,840	-10.0	110,330	99,290	-10.0	207,090	186,380	-10.0
87	39,150	35,230	-10.0	111,570	100,410	-10.0	207,090	186,380	-10.0
88	39,580	35,620	-10.0	112,790	101,510	-10.0	207,090	186,380	-10.0
89	40,000	36,000	-10.0	114,020	102,610	-10.0	207,090	186,380	-10.0
90	40,430	36,380	-10.0	115,230	103,700	-10.0	207,090	186,380	-10.0
91	40,780	36,700	-10.0	116,240	104,610	-10.0	220,220	198,190	-10.0
92	41,270	37,140	-10.0	117,610	105,840	-10.0	222,840	200,550	-10.0
93	41,650	37,480	-10.0	118,680	106,810	-10.0	224,860	202,370	-10.0
94	42,130	37,910	-10.0	120,090	108,080	-10.0	227,530	204,770	-10.0
95	42,500	38,250	-10.0	121,160	109,040	-10.0	230,790	207,710	-10.0
96	42,980	38,680	-10.0	122,520	110,260	-10.0	230,790	207,710	-10.0
97	43,470	39,120	-10.0	123,910	111,510	-10.0	230,790	207,710	-10.0
98	43,860	39,470	-10.0	125,000	112,500	-10.0	230,790	207,710	-10.0
99	44,330	39,890	-10.0	126,340	113,700	-10.0	230,790	207,710	-10.0
100	44,820	40,330	-10.0	127,720	114,940	-10.0	230,790	207,710	-10.0

2. キロ別定期旅客運賃値上率表（山手線等のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃）

(1) 通勤定期（上限変更にかかるもの）

営業 キロ	1 箇月			3 箇月			6 箇月		
	現行	申請	値上率	現行	申請	値上率	現行	申請	値上率
キロ	円	円	%	円	円	%	円	円	%
1	3,950	4,000	1.3	11,270	11,420	1.3	18,980	19,240	1.4
2	3,950	4,000	1.3	11,270	11,420	1.3	18,980	19,240	1.4
3	3,950	4,000	1.3	11,270	11,420	1.3	18,980	19,240	1.4
4	4,940	5,000	1.2	14,090	14,280	1.3	23,710	24,040	1.4
5	4,940	5,000	1.2	14,090	14,280	1.3	23,710	24,040	1.4
6	4,940	5,000	1.2	14,090	14,280	1.3	23,710	24,040	1.4
7	5,270	5,340	1.3	15,010	15,220	1.4	25,290	25,640	1.4
8	5,270	5,340	1.3	15,010	15,220	1.4	25,290	25,640	1.4
9	5,270	5,340	1.3	15,010	15,220	1.4	25,290	25,640	1.4
10	5,270	5,340	1.3	15,010	15,220	1.4	25,290	25,640	1.4
11	5,930	6,010	1.3	16,900	17,130	1.4	28,460	28,850	1.4
12	5,930	6,010	1.3	16,900	17,130	1.4	28,460	28,850	1.4
13	5,930	6,010	1.3	16,900	17,130	1.4	28,460	28,850	1.4
14	5,930	6,010	1.3	16,900	17,130	1.4	28,460	28,850	1.4
15	5,930	6,010	1.3	16,900	17,130	1.4	28,460	28,850	1.4
16	7,900	8,010	1.4	22,540	22,850	1.4	37,950	38,480	1.4
17	7,900	8,010	1.4	22,540	22,850	1.4	37,950	38,480	1.4
18	7,900	8,010	1.4	22,540	22,850	1.4	37,950	38,480	1.4
19	7,900	8,010	1.4	22,540	22,850	1.4	37,950	38,480	1.4
20	7,900	8,010	1.4	22,540	22,850	1.4	37,950	38,480	1.4
21	10,210	10,350	1.4	29,110	29,510	1.4	49,000	49,680	1.4
22	10,210	10,350	1.4	29,110	29,510	1.4	49,000	49,680	1.4
23	10,210	10,350	1.4	29,110	29,510	1.4	49,000	49,680	1.4
24	10,210	10,350	1.4	29,110	29,510	1.4	49,000	49,680	1.4
25	10,210	10,350	1.4	29,110	29,510	1.4	49,000	49,680	1.4
26	12,230	12,400	1.4	34,890	35,370	1.4	60,060	60,900	1.4
27	12,520	12,690	1.4	35,660	36,150	1.4	60,060	60,900	1.4
28	12,520	12,690	1.4	35,660	36,150	1.4	60,060	60,900	1.4
29	12,520	12,690	1.4	35,660	36,150	1.4	60,060	60,900	1.4
30	12,520	12,690	1.4	35,660	36,150	1.4	60,060	60,900	1.4
31	14,030	14,220	1.4	39,990	40,540	1.4	69,560	70,530	1.4
32	14,380	14,580	1.4	41,020	41,590	1.4	69,560	70,530	1.4
33	14,490	14,690	1.4	41,300	41,870	1.4	69,560	70,530	1.4
34	14,490	14,690	1.4	41,300	41,870	1.4	69,560	70,530	1.4
35	14,490	14,690	1.4	41,300	41,870	1.4	69,560	70,530	1.4

(2) オフピーク定期券 (Suica時差通勤定期券)

営業 キロ	1 箇月			3 箇月			6 箇月		
	現行	改定	割引率	現行	改定	割引率	現行	改定	割引率
キロ	円	円	%	円	円	%	円	円	%
1	3,950	3,550	-10.1	11,270	10,140	-10.0	18,980	17,080	-10.0
2	3,950	3,550	-10.1	11,270	10,140	-10.0	18,980	17,080	-10.0
3	3,950	3,550	-10.1	11,270	10,140	-10.0	18,980	17,080	-10.0
4	4,940	4,440	-10.1	14,090	12,680	-10.0	23,710	21,330	-10.0
5	4,940	4,440	-10.1	14,090	12,680	-10.0	23,710	21,330	-10.0
6	4,940	4,440	-10.1	14,090	12,680	-10.0	23,710	21,330	-10.0
7	5,270	4,740	-10.1	15,010	13,500	-10.1	25,290	22,760	-10.0
8	5,270	4,740	-10.1	15,010	13,500	-10.1	25,290	22,760	-10.0
9	5,270	4,740	-10.1	15,010	13,500	-10.1	25,290	22,760	-10.0
10	5,270	4,740	-10.1	15,010	13,500	-10.1	25,290	22,760	-10.0
11	5,930	5,330	-10.1	16,900	15,210	-10.0	28,460	25,610	-10.0
12	5,930	5,330	-10.1	16,900	15,210	-10.0	28,460	25,610	-10.0
13	5,930	5,330	-10.1	16,900	15,210	-10.0	28,460	25,610	-10.0
14	5,930	5,330	-10.1	16,900	15,210	-10.0	28,460	25,610	-10.0
15	5,930	5,330	-10.1	16,900	15,210	-10.0	28,460	25,610	-10.0
16	7,900	7,110	-10.0	22,540	20,280	-10.0	37,950	34,150	-10.0
17	7,900	7,110	-10.0	22,540	20,280	-10.0	37,950	34,150	-10.0
18	7,900	7,110	-10.0	22,540	20,280	-10.0	37,950	34,150	-10.0
19	7,900	7,110	-10.0	22,540	20,280	-10.0	37,950	34,150	-10.0
20	7,900	7,110	-10.0	22,540	20,280	-10.0	37,950	34,150	-10.0
21	10,210	9,180	-10.1	29,110	26,190	-10.0	49,000	44,100	-10.0
22	10,210	9,180	-10.1	29,110	26,190	-10.0	49,000	44,100	-10.0
23	10,210	9,180	-10.1	29,110	26,190	-10.0	49,000	44,100	-10.0
24	10,210	9,180	-10.1	29,110	26,190	-10.0	49,000	44,100	-10.0
25	10,210	9,180	-10.1	29,110	26,190	-10.0	49,000	44,100	-10.0
26	12,230	11,000	-10.1	34,890	31,400	-10.0	60,060	54,050	-10.0
27	12,520	11,260	-10.1	35,660	32,090	-10.0	60,060	54,050	-10.0
28	12,520	11,260	-10.1	35,660	32,090	-10.0	60,060	54,050	-10.0
29	12,520	11,260	-10.1	35,660	32,090	-10.0	60,060	54,050	-10.0
30	12,520	11,260	-10.1	35,660	32,090	-10.0	60,060	54,050	-10.0
31	14,030	12,620	-10.0	39,990	35,990	-10.0	69,560	62,600	-10.0
32	14,380	12,940	-10.0	41,020	36,910	-10.0	69,560	62,600	-10.0
33	14,490	13,040	-10.0	41,300	37,170	-10.0	69,560	62,600	-10.0
34	14,490	13,040	-10.0	41,300	37,170	-10.0	69,560	62,600	-10.0
35	14,490	13,040	-10.0	41,300	37,170	-10.0	69,560	62,600	-10.0

3. 対応方針

オフピーク定期券の導入に係る対処方針

認可手続きの運用緩和について

- **第二次交通政策基本計画（令和3年5月閣議決定）**において、「ポストコロナ時代における企業のワークスタイルの変化や公共交通機関の利用の実態等を見据え、混雑緩和等の交通サービスのあるべき姿について検討を行う。」として **変動運賃制（ダイナミックプライシング）等の新たな対策について、その効果や課題について十分に検討することに言及**
- オフピーク定期券は、運賃等の価額を変動させることにより、旅客需要等を変動させることを目的とし、鉄道事業者の収支を改善することが目的ではないことから、**既に認可されている運賃額による総収入の額が増加しないこと**を、事業者が実施したアンケート調査等に基づき確認することができれば、**期限を付して運賃改定を認可**。
- オフピーク定期券については、**実施期間を3年、うち1年を効果検証及び利用者への周知期間とする予定**。
申請内容が適当と認められる場合、**3年間の期限を付して認可**。
(令和5年春導入の場合、実施期間は令和5年（2023年）春～令和8年（2026年）春。)
- 3年目に、販売実績やピークシフトの状況等について検証を行い、その結果を踏まえ、今後の取扱いについて改めて検討を行う。
- **実施期間終了に**、混雑緩和の状況や増収の有無等について **検証を行い**、仮に増収となっていた場合は、増収分 について、事業者と協議の上、**利用者への還元を実施**。

オフピーク定期券の進め方のイメージ



- 鉄道運賃・料金制度小委員会 中間とりまとめでは、全体として増収にならないような新たな運賃・料金は一定期間後の検証等の条件をつけて柔軟に認可するなどの検討を進めるとされたところ。
- 中間とりまとめを受け、「オフピーク定期券の導入」など、変動運賃制の導入にあたり柔軟に認可できるよう、認可手続きや変動運賃制の実施に必要な事項について、「運賃収入の増加を目的としない運賃の上限の変更に関する処理方針」を作成。

1. 基本方針

- ・運賃を変動させることにより、運賃収入を増加させない範囲で旅客需要を変動させることを目的とするものを対象。
(運賃収入の増加を図ることを目的と判断されるものは対象としない。)
- ・運賃の上限の変更については認可、上限の範囲内における割増及び割引の運賃の設定は届出により実施。
- ・変動運賃制の実施に当たっては、利用者利益の保護の観点にも十分配慮。

2. 認可の手続

- ① ・総括原価については平年度において変化しないものとして取り扱う。
 - ・変動運賃制を実施した場合の運賃収入と、実施しなかった場合の運賃収入を適切な方法で比較及び検証し、実施した場合の運賃収入が増加しないことをもって、適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないとみなす。
- ② ・JR、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領並びに中小民鉄の収入原価算定要領は適用しない。
- ③ ・変動運賃制は一定の期限を定めて実施。認可に当たっては、期限等必要な条件を付すこととする。
- ④ ・運賃の上限の変更については、利用者利益の保護の観点から適切なものであることも確認の上、認可。

3. 変動運賃制の実施に必要な事項

(1) 計画の策定

- ・達成しようとする目標
- ・変動運賃制の実施期間
 - ※効果検証を行う期間を含め、最長でも3年程度。
- ・変動運賃制を実施する区間
- ・設定しようとする運賃（割増及び割引となる運賃の改定率）
- ・割増及び割引となる運賃の改定率の根拠となる事項（運賃収入が増加しないことの根拠となる資料を含む。）
- ・効果検証の方法
 - ※景気動向や鉄道事業者の施策による影響等も勘案した上で、変動運賃制の実施の効果が検証できる方法

(2) 利用者への情報提供、配慮等

- ・実施に当たっては、十分な時間的な余裕をもった周知、割引運賃の利用が困難な利用者への配慮等に努めること。

(3) その他

- ・効果検証の適切な実施のため、実施期間中は、実施する区間において総括原価に著しい影響を及ぼすようなダイヤ改正等を行わない。

鉄道事業者が増収とならない価格設定方法の妥当性

■オフピーク定期券の導入により増収が発生しないことの基本的な考え方

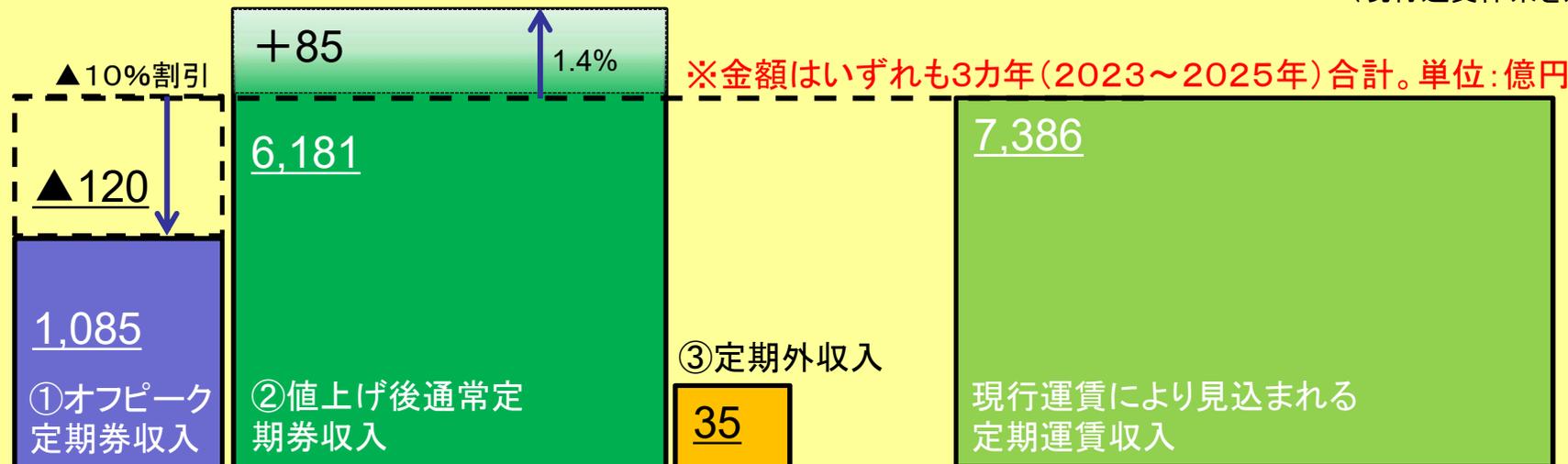
実施期間中(2023年度~2025年度)※いずれも電特区間内相互間利用の通勤定期に限る

<ul style="list-style-type: none"> ①値下げ後オフピーク定期券収入 ②値上げ後通常定期券収入 ③オフピーク定期券利用者の ピーク時利用による定期外収入 	}	≤	現行運賃により見込まれる定期運賃収入
---	---	---	--------------------

- 【前提条件】
- ◆ オフピーク定期券は10%の割引を実施
 - ◆ 2019年度通勤定期輸送実績のうち約17%がオフピーク定期券を利用すると想定(JR東日本アンケート結果による)
 - ◆ 2023年度以降の年度収入見込み(値上げなし):2019年度実績の8割を想定(2021年度期末決算時のJR東日本の通期見通し)

【オフピーク定期券導入の場合】

【オフピーク定期券導入しない場合】(現行運賃体系を適用)



- ◆ オフピーク(OP)定期券の実施により120億円の減収が発生(改定による先買い、OP定期券の定着期間を1年間見込む)
- ◆ OP定期券所持者によるピーク時間帯の利用も見込む(35億円増収)
(OP定期券利用者平均乗車キロ15.9km×電特・山手平均単価16.8円×想定利用回数0.9回/月)
- ◆ 以上による差引き減収分(▲85億円)を通勤定期で確保するには現行運賃から**1.4%の値上げ改定**が必要

鉄道事業法第16条による認可手続きとの整合性

■認可に係る基準(鉄道事業法)

(旅客の運賃及び料金)

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金(以下「旅客運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

(以下略)

【オフピーク定期券の実施の目的】

JR東日本のオフピーク定期券の実施(通勤旅客定期の値上げも含む。以下同じ。)は、通勤旅客定期の価格の変化による需要変動がどの程度発生し、これが混雑緩和にどの程度資するものであるかを変動運賃制の導入により検証することを目的とするものであり、これによる増収や原価の回収を意図するものではないとしている。

○適正な原価

オフピーク定期券の実施に必要な設備投資はなく、追加的な大きなコストが想定されないことから、平年度におけるオフピーク定期券による原価の変化はないものとして取り扱う。

○適正な利潤

JR東日本として、増収を図るものではないことから、利潤はゼロとする。

オフピーク定期券の実施前後で変化しない取扱い

以上から、審査基準に照らしあわせ、オフピーク定期券による増収が発生しないことを審査することで、収入が原価+報酬を超えないものとして認可することとしたい。

また、実施後の効果検証において、実際に収入の状況(増収が発生していないかどうか)についても、検証を実施する。

オフピーク定期券導入前後で「増収とならないこと」の確認方法

- オフピーク定期券は、ピーク時間帯の値上げによってもピークシフトを促進する効果があると考えられるが、ピーク時間帯を利用せざるを得ない利用者もいることから、値上げ幅については、鉄道事業者の収入がオフピーク定期券導入前後の比較で増収しない範囲とし、利用者からの薄く広い負担を求めることとしている。
- 鉄道事業者が増収していないことは、オフピーク定期券導入後の販売実績から、導入前の運賃で再計算を行い確認する。

前提：【導入前】定期券 10,000円 → 【導入後】通常定期券 10,140円 オフピーク定期券 9,000円

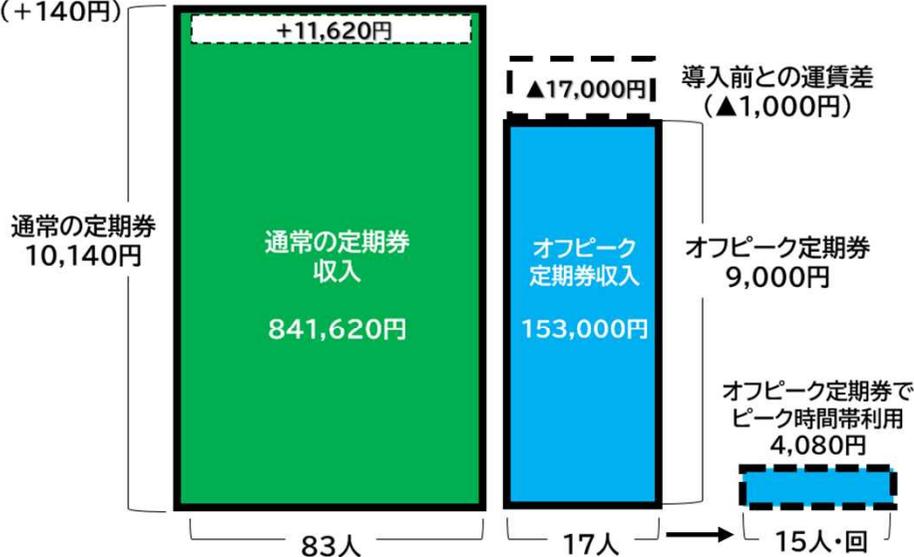
※運賃額はすべてイメージ

【導入後実績】
 通常定期運賃 :10,140円 利用者数:83人
 オフピーク定期運賃: 9,000円 利用者数:17人
 (うちピーク時間帯に定期外で0.9回/人乗車)

導入前の運賃
 で再計算

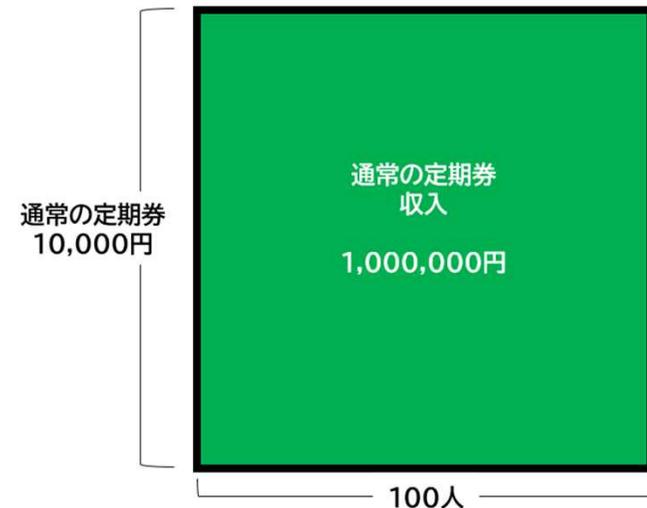
【導入前運賃で再計算】
 通常定期券 10,140円 オフピーク定期券 9,000円
 で購入した利用者：100人
 →導入前の定期運賃:10,000円

導入前との運賃差
 (+140円)



998,700円 (841,620円+153,000円+4,080円)

≦



1,000,000円

オフピーク定期券の導入による混雑緩和効果の検証方法

- オフピーク定期券の効果判定については、①通常の定期券の購入を継続した枚数と②オフピーク定期券に切り替えた枚数が、それぞれピーク時間帯に入場した割合の変化を測定する。
- 総輸送量の変化に左右されないよう「ピーク入場率」を比較。
- また、利用者のSuicaデータから、「通常定期券の購入を継続した枚数」「オフピーク定期券に切り替えた枚数」に分けて分析をすることで、全体のピーク入場率の変化がオフピーク定期券導入による効果であるかどうか確認が可能。

○具体的なデータ分析

※数値はイメージ

属性	2023年2月(導入前)			2024年2月(導入後)		
	総入場数 (a)	ピーク時間帯 入場数(b)	ピーク入場率 (b/a)	総入場数 (A)	ピーク時間帯 入場数(B)	ピーク入場率 (B/A)
① 通常の定期券の購入を継続した枚数	40,000	21,000	53%	42,000	22,000	52%
② オフピーク定期券に切り替えた枚数	18,000	8,000	44%	18,000	3,000	17%
その他(新規購入等)	2,000	1,000	50%	3,000	2,000	66%
全体	60,000	30,000	50%	63,000	27,000	43%

○主なパターンと評価

①、②の入場率の変化のパターンにより、全体のピーク入場率の変化がオフピーク定期券導入による効果であるかどうか確認

①のピーク入場率	②のピーク入場率	全体のピーク入場率	評価
変化なし	低下	低下	全体のピークシフトが実現、かつ、オフピーク定期券がピークシフトに貢献
上昇	低下	変化なし	オフピーク定期券のシフト効果により、全体のピーク利用の上昇が抑制
変化なし	変化なし	変化なし	全体のピークシフトは実現せず、オフピーク定期券のシフト効果も確認できず
...

➤ 処理方針の適正性

全体として増収しないことをもってのみ判断することや期限等の条件を付して認可する等、当該処理方針が鉄道事業法第16条第2項の基準と照らし合わせ、法の趣旨を逸脱していないかどうか。

➤ 増収とならない収入算定方法の考え方の適正性

オフピーク定期券の割引の実施による減収分と通常定期券の値上げ分、定期外利用による増収額の比較により増収しないことを判断することをもつて総収入が変化しないと判断することは、同基準と照らし合わせ、法の趣旨を逸脱していないかどうか。

➤ 収入等の算出根拠の適正性

算出の根拠としている需要推定の考え方(購入率の考え方)等、それをもとにした収入の算出方法が適切かどうか。

➤ 設定運賃の適正性

割引となる運賃の適用を受けることが困難な利用者への配慮等が適切に行われるか、利用者利益の保護の観点から適切かどうか。

➤ 目標設定の考え方、効果の検証方法の適正性

購入率及びピーク入場率の変化を目標値とする考え方、及びその効果の検証方法が適切かどうか。